

業務委託契約書（案）

業務番号 金木公園業第 18 号

業 務 名 芦野公園雪囲い設置及び剪定業務

業務場所 五所川原市金木町芦野地内

履行期限 令和8年12月16日

委託料 ￥ — (うち消費税額等 ￥ —)

契約保証金

発注者 五所川原市 と受注者 とは、芦野公園雪囲い設置及び剪定業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事項)

第1条 発注者は、芦野公園雪囲い設置及び剪定業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受注者はこれを受託する。

(業務内容報告及び支払い方法)

第2条 委託業務を実施した業務内容を報告するものとする。

2 受注者は、業務完了後に適法な請求書により委託料を請求することができる。

3 発注者は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。ただし、受注者が正当な理由がなく委託業務を完全に遂行していないと認めるときは、受注者に対し委託料の支払いを保留し、又は一部を減額することができる。

(注意義務)

第3条 受注者は、委託業務中における自己の行為について一切の責を負うものとし、委託業務中事故のある場合、発注者はその責を負わない。ただし、その事故が発注者の責に帰する場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、委託業務の一部若しくは全部を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査等)

第5条 発注者は、委託業務の実施状況について随時検査し、受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 委託業務の実施について受注者の過失によって第三者に損害を及ぼしたときは、

受注者がその損害を賠償する責を負うものとする。

2 前項の場合その他委託業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(発注者の解除権)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託契約の実施状況が、著しく不適当と認められるとき。

(2) この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 発注者は、前項各号の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償金を受注者から期間を定めて徴収する。

3 前項の賠償金を受注者が期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から賠償金支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額を徴収する。

(受注者の解除権)

第8条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、委託業務の実施に際して知り得た個人情報その他の事項を第三者に漏らしてはならない。

(協議事項)

第10条 この契約書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者とは協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 五所川原市字布屋町4-1-1
五所川原市長 佐々木 孝 昌

受注者